## 1. 議事日程

(平成19年第2回安芸高田市議会6月定例会第16日目)

平成19年6月26日午前10時開会於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 発 議 第 4 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を 求める意見書について
- 日程第3発議第5号乳幼児医療費助成制度の拡充に関する意見書について
- 日程第4 発議第6号 地方の道路整備の促進に関する意見書について
- 日程第5 議案第56号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第54号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第57号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例
- 日程第8 議案第55号 工事委託契約の締結について

【安芸高田市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工

事】

日程第9 閉会中の継続調査の件について

## 2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明	木	_	悦	2番	秋	田	雅	朝
3番	田	中	常	洋	4番	加	藤	英	伸
6番	JII	角		郎	7番	塚	本		近
8番	赤	JII	三	郎	9番	松	村ユ	キ	3
10番	熊	高	昌	三	11番	藤	井	昌	之
12番	青	原	敏	治	13番	金	行	哲	昭
14番	杉	原		洋	15番	入	本	和	男

16番	Щ	本	三	郎	17番	今	村	義	照
18番	玉	JII	祐	光	19番	岡	田	正	信
20番	亀	岡		等	21番	渡	辺	義	則
22番	松	浦	利	貞					

- 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4. 会議録署名議員

15番 入 本 和 男 16番 山 本 三 郎

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(24名)

長 児 玉 更太郎 市 長 市 副 増 元 正 信 副 市 長 藤 Ш 幸 典 総 務 部 長 Ш 文 雄 新 下 自治振興部長 孝  $\blacksquare$ 丸 市民 部 長 亚 和 夫 福祉保健部長兼 政 克 產業振興部長 盤 廣 行 清 水 福祉事務所長 建設部長 育 藤 勝 出 英 雄 教 長 佐 金 兼公営企業部長 教育次長 博 防 長 Ш 明 益 田 志 消 竹 信 八千代支所長 植 秀 克 美土里支所長 水 勝 原 清 高宮支所長 郎 甲田支所長 野内 壮 近 藤 垣 向原支所長 利 総務課長 杉 義 田 П 茂 高 和 財政課長 沖 野 文 雄 社会福祉課長 重 本 邦 明 保健医療課長 高齢者福祉課長 沖 野 和 明 武 出 隆 文 教育参事兼安芸高田 会計管理者 寸. 昭 男 井 初 男 田 永 少年自然の家所長

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(5名)

事務局長増本義宣事務局次長光下正則

 議事調査係長
 児
 玉
 竹
 丸
 書
 記
 国
 岡
 浩
 祐

 書
 記
 倉
 田
 英
 治

~~~~~

午前 10時00分 開会

○松 浦 議 長 それでは、おはようございます。

ただいまの出席議員は、21名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

~~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

〇松 浦 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、

15番 入本和男君、16番 山本三郎君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 発議第4号 次期定数改善計画の実施と義務教育費 国庫負担制度の堅持を求める意見書について

〇松 浦 議 長 日程第2、発議第4号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫 負担制度の堅持を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員 議長。

発議第4号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持を求める意見書について提案理由の説明を行います。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことです。現在、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために、少人数教育が実施され、大変有益であるとされています。

教育予算の現状は先進各国に比べても決して十分とはいえません。 さらに、義務教育費国庫負担金については、昨年度から国庫負担が2 分の1から3分の1に縮減されています。この結果、教育予算の地方 交付税に対する依存度が高まる一方で地方交付税の削減傾向は強まり、 教育予算を圧迫しています。全国的な教育水準の確保や地方財政を圧 迫させないためにも、国庫負担率を復元すべきです。

このような観点から、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるため、意見書を提出するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理 由の説明といたします。

○松 浦 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

〇松 浦 議 長 異議なしと認め、本件の質疑は省略をいたします。 これより討論に入ります。 討論ありませんか。

[討論なし]

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第4号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についての件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第3 発議第5号 乳幼児医療費助成制度の拡充に関する 意見書について

〇松 浦 議 長 日程第3、発議第5号、乳幼児医療費助成制度の拡充に関する意見 書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

20番 亀岡等君。

○ 亀 岡 議 員 議長。

発議第5号、乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書について 提案理由の説明を行います。

我が国の少子化は危機的な水準を推移しており、社会経済・社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となり、各都道府県・市町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されていますが、制度内容の格差が年々拡大している状況であります。

地方公共団体の施策を一層充実させ、地方制度を安定化させるためには、国による支援が不可欠であり、このような観点から、乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書を提出するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理 由の説明といたします。

○松 浦 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[異議なし]

〇松 浦 議 長 異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「討論なし」

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第5号、乳幼児医療費助成制度の拡充に関する意見書についての件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 発議第6号 地方の道路整備の促進に関する意見書 について

〇松 浦 議 長 日程第4、発議第6号、地方の道路整備の促進に関する意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番 川角一郎君。

○川 角 議 員 議長。

発議第6号、地方の道路整備の促進に関する意見書について、提案 理由を申し上げます。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラで、その整備は全国民が長年にわたり熱望してきているところであります。

本市においては、平成16年3月に合併し、4年目を迎えているところですが、過疎化・高齢化が同時に進行するなど厳しい環境にある中、地域が活性化し、持続的な発展を促すためには、安芸高田市と近隣都市圏との交流と連携を支える地域高規格道路東広島高田道路や国道54号可部バイパスなどの広域的な道路網から、教育・医療・福祉といった住民生活を支える道路の整備まで、道路整備は本市のきわめて重要な課題となっています。

昨年末に、道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められていますが、道路整備に対する国民の要求は依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、意見書を提出するものであります。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただき、ご議決賜りますようよろ しくお願いいたし、提案理由の説明といたします。

〇松 浦 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[異議なし]

○松 浦 議 長 異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第6号、地方の道路整備の促進に関する意見書につい

ての件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 [起立多数]

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第5 議案第56号 安芸高田市火災予防条例の一部を改 正する条例

○松 浦 議 長 日程第5、議案第56号、安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長、山本三郎君。

○山本総経画常経景はい。

総務企画常任委員会の委員長報告をいたします。平成19年6月1 1日付で本委員会に付託された、議案第56号、安芸高田市火災予防 条例の一部を改正する条例について審査しました結果を報告します。

本案件について、6月15日に委員会を開催し、市長、副市長並び に所管部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

執行部から説明をいただき、質疑の後、討論・採決を行った結果、 付託された議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○松 浦 議 長 お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[異議なし]

〇松 浦 議 長 ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[討論なし]

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。これより議案第56号、安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~~

日程第6 議案第54号 安芸高田市国民健康保険税条例の一

部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第57号 安芸高田市文化センター設置及び管 理条例

○松 浦 議 長

この際、日程第6、議案第54号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件、及び、日程第7、議案第57号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の2件を一括議題といたします。

本2件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員 長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、亀岡等君。

●園女類早常性委員長

議長。

ご報告申し上げます。平成19年6月11日に付託されました議案第54号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第57号、安芸高田市文化センター設置及び管理条例の2件の議案につきまして、6月20日に、市長、副市長、教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

審査を通じて出された主な質疑や意見の概要は次のとおりです。

議案第54号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、合併による急激な税負担の上昇を避けるべく、財源の調整を行い、加入者の負担を極力軽減するよう努めてきましたが、本年度においては、その基金の減少に起因し、繰越金を補填しても調整がおぼつかなくなったことや、国からの特別調整交付金の交付率が引き下げられたことにより、やむなく基礎課税額の税率の引き上げをするものであり、国保運営協議会に諮問し承認をいただき、改定することが適当であるとの答申も出ているものです。

審査を通じて、医療費の抑制についての質疑があり、予防重視で進めていきたい。具体的には、今年度から、国保ヘルスアップ事業として、約6カ月間にわたり特定保健指導をするという取り組みをしている。また、当事者の意識向上と行政による施策が必要と考えるということでした。

医療費削減については、総合的に努めていただき、将来的な目標設定をしたものにするよう要望も出されました。

また、今の社会情勢の中、負担を軽減すべきではという質疑には、 健康になることが、幸せになることであり、医療費の節約につながる。 市民の健康のため努力し、ひいては国保税が下がるよう努力していく ということでした。

次に、議案第57号、安芸高田市文化センター設置及び管理条例につきましては、仮称安芸高田市総合文化保健福祉施設の整備に伴い、そのうちの社会教育施設について適正な管理を行うために条例を新たに制定するもので、市内にある類似の5施設の設置管理条例も整理統合し、一体的な管理を行うというものです。

審査を通じて、料金設定について、特に学生等が使用する場合につ

いての質疑があり、市内の既存施設の料金と収容人員、また、近隣の市町の使用料を勘案し算出した。市内の青少年の育成関係団体等の青少年の教育育成を目標としての使用、市内の幼稚園から高等学校までの保育活動・学校活動の使用は全額免除という免除規定を定めている。状況に応じある程度判断する。地域振興会の活動の場合も考えていくということでした。委員からは減免規程の周知徹底が必要であるとの意見もありました。また、使用料において市民以外の基準についての質疑には、申請者が市民であり、それに参加されるのが市外の方であれば、申請者から使用料をいただくので、市民という取り扱いで対応するという答弁でした。

次に、指定管理についての質疑には、基本的には、地域に根ざした受け皿の指定管理者が、市の意向・市民の意向を受けながら運営するのが理想だと思う。長期の中で考え企画する場づくりをしていかなければいけないと思うので、来年度も指定をしていかなければいけないので、その中で議論をさせてもらいたいということでした。

今後の施設のあり方についての質疑には、それぞれの特色を生かして利用する。文化センターを統括するものが、それぞれが有効に特色を持つように活かしていく動きを考えているということでした。

審査を尽くし、討論・採決を行った結果、付託されました議案第54号は、可否同数となり、委員会条例第17条の規定により、委員長の裁決により、可決と決定いたしました。

議案第57号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの と決しました。

なお執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘されま した点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、 十分反映されますよう望みまして報告といたします。

〇松 浦 議 長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議あり〕

〇松 浦 議 長

質疑ありと認め、審査の経過報告と結果に対する質疑のみ受け付けることにいたします。

ただいまの委員長の報告に対して質疑を求めます。

10番、熊高昌三君。

○熊 高 議 員

議長。

議案54号について、委員長にお尋ねしたいというふうに思います。 委員長の報告のとおり、議案54号については、かなり厳しい質疑の状況もあったように傍聴させていただきました。そういった中で、 賛否が可否同数という状況になり、その判断を、委員長に委ねられた ような状況になりましたけども、委員長は原案のとおり認めるという ふうな判断をされ、この議案が委員会として可決されたわけですけれ ども、委員長の報告の具体的な中身も聞かせていただきましたが、非常に今後の国保の状況というのは、なお一層厳しいというようなことでありました。そういった中で、具体的な数値目標をもっと出すべきではないかというふうな委員からの意見も出ております。国保の審議会の中でも、なかなか思うような審議ができなかったという意見もありました。そういった状況の中で、委員長が可否同数の中で、可決という判断をされたそういった理由について委員長の見解をお聞きしたいと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

●園域類性常性養量

議長。

○松 浦 議 長

20番、亀岡等君。

○亀岡対類生常経長

お答えをいたします。熊高議員のご質疑は、文教厚生常任委員会に おける本件採決の際の可否同数に対する委員長裁決をいたしましたこ との私の判断についてで、ただいまお聞きのとおりでございますが、 お尋ねをされたものと受け止めております。

基本的には、議員ご承知のように、本案件は国保事業運営に関係する諸条件の厳しい状況の中で、今回やむなく基礎課税額の税率の引き上げが行われるものでありまして、先般これが、国保運営協議会に諮問をされ協議の結果、改定することが適当との答申がなされているものでありますことは、ただいま報告を申し上げましたとおりでございます。そのような経緯経過に係わってまいりました委員長といたしましては、本案件が、常任委員会でまずはご承認いただくことが本市の国保事業運営に不可欠の事項であると、そのような判断のもとに委員長の裁決を行ったものでございます。

何とぞご理解のうえ本案件が議員各位のご賛同のうえ可決賜りますよう付け加えさせていただきお願いを申し上げまして答弁といたします。

以上でございます。

○松 浦 議 長

ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

○松 浦 議 長

質疑はないようでございます。

質疑なしと認め質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○藤 井 議 員

議長。

〇松 浦 議 長

討論があるようでございますので、一件ごとに討論をお受けいたします。

まず、議案第54号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の件につき討論を行います。

まず本件に対する反対討論の発言を許します。

○藤 井 議 員 議長。

○松 浦 議 長 ○藤 井 議 員

11番、藤井昌之君。

議案第54号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の意見を申し上げさせていただきます。

これは、先ほど、委員長からも報告がございましたように、国民健康保険運営協議会の答申もございました。その答申も、尊重するところでございますけれども、その場におきましても、発言をさせていただきました。また、本定例会の冒頭で、上程されましたとき、さらには、文教厚生常任委員会でも発言をさせていただきました。

今現在、経済の状況がよくなったとはいえ、我々市民、また、国保加入者にとりましては、その実感がないどころか、所得は下がり、また、ガソリン税、生活用品におきましても、値上げという状況にあるわけでございます。私は、こういったことを鑑み、現在国民健康保険税の税率の改正については、引き上げるべきでない。担当部署におかれましても、健康予防づくり等鋭意努力はしていただいておるものの、こういった市民、加入者の税負担、そういった痛みであるとか、市民のニーズに、市長は、その努力、誠意というものが、私は、まだ見られない。このように思うわけでございまして、以上につきまして反対をいたすものでございますが、さらに、来年度も、国保税が極めて税率の値上げがされるという委員会での答弁もございました。2年引き続いてこういったことに対して市民の納得は得れないというとこにつきまして、以上反対の討論をさせていただきました。

〇松 浦 議 長

- ○熊 高 議 員
- ○松 浦 議 長
- ○熊 高 議 員

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

議長。

10番、熊高昌三君。

議案第54号に対しての、賛成討論をさせていただきます。

今、反対討論でも、非常に国保税の状況というのは厳しい、そして、市民に理解は得にくいというふうな状況だというふうに討論もされましたが、本来、私もそういうふうに感じておりますが、いろいろ質疑の中で、具体的に数値目標そういったものもまだまだ出ていないというふうな状況でもあります。しかし、先ほど委員長の報告にもありましたように、委員長自身が国保委員会の会長でもあり、議会からも6名の委員が出ておるというふうな状況の中で、審議会の答申が出ておるというふうな状況の中で、審議会の答申が出てた。そういった審議会の皆さんのいろんな反応を考えた場合に、果たして議会としてこういった形で、この議案に対して反対するのが適定の会派自体も、委員会の中で2名の我々会派の同志が反対をしてきた経緯もあります。しかし、会派の中でもいろいろ協議をした中で、そういった審議会の流れ、市民のいろんな受けとめ方、そういったものも、総合的に鑑みた中で、この際反対すべきではないというふうな協議をしてまいりました。

しかし、厳しい市民の目に対してどうこたえるかというのは、課題

として残っておりますので、その後に、担当の市民部長ともいろいろ 具体的に協議をさせていただきました。そういった中で、今後しっか り数値目標も出していくんだと、さらには、来年度の基金の減少の中 で、厳しい、また判断が出るというふうな状況もありますが、そのこ とに対して、しっかりと執行部として市民の皆さんが理解できるよう なそういった方向を必ず出していくんだというふうな強い意志も感じ 取らせていただくような場面もありました。そういった総合的な判断 の中で、この際、この議案に対して賛成すべきであろうというふうな 判断をさせていただきましたので、そういった観点から賛成討論とさ せていただきます。

○松 浦 議 長 ○岡 田 議 員

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

議長。

〇松 浦 議 長

19番、岡田正信君。

19番、岡田正信です。

○岡 田 議 員

私も国保運営審議会の副委員長としてこの審査に答申に加わった一 員でございますが、その当時と現在情勢が全く変わったんです。今朝 も、その様子をお知らせいたしましたように、事務局長の方に渡した んですが、今朝ですね、日本共産党が発行しておる赤旗だから、これ は嘘だろうと言われれば、話になりませんけども、しかし、保険庁の 問題やら、自衛隊の問題やら、赤旗が出しましたようにですね、今朝 の26日の新聞でわかったんです。ですから、国保審議会があったの は、5月30日ですから、ここの国の関与しとる関係が明らかになっ た以上、うちの財政にも関係があると。定かではありませんが、ある だろうと思ったときにですね、税率を引き上げるのが、いささか待っ てもいいんじゃないかという気がするわけです。というのはですね、 一番国保税の低い沖縄でミスが10年間にわたって5億5千万円不足 しとった。国が出す金が。これは、厚生省の担当課と、国会の話です が、話をしたところによりますと、特別交付金の対象、うちで言いま すと、30日で審議会で参加したところですが、1億9,330万4, 000円いうのが、去年の決算なんです。ですから今年しめる予定の 決算ですね、それでは1億2,538万9,000円、つまり6,7 91万5,000円、これが減少するのが、大きく響いていると。先 ほど委員長の報告にもありましたようにですね、特別交付金が下がっ たため、税率を引き上げにゃならんという、これは審議会の委員会で ありますから、そのときに説明聞いておりますから、私も承知しとる んです。ここのところに、国が支給するとこが、1千自治体に及ぶん ではないかと。今年いっぱいにかかって、調査して報告するというか、 各自治体にその不足分は出すということが、国会で明らかになったの が、今朝、私が入手したところなんです。そういう時期だからこそ、 このたびには、税率を上げなくて、わかるまで据え置いて、わかった 時点ではっきり税率を議会で示すと、こういう方向で私は反対討論に

たったわけです。

以上終わります。

○松 浦 議 長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○秋 田 議 員 議長。

〇松 浦 議 長 2番、秋田雅朝君。

○秋 田 議 員 はい。賛成討論ということで発言させていただきます。

先ほど来、るる各議員さんからご指摘ございました、反対討論の中 で、ご意見ご指摘いただきましたけども、委員会として、これをいろ いろと、協議させていただいたわけでございますが、まず、委員会と しては、国保運営協議会の答申を受けてという形での審査でございま す。それから、各執行部の方のご説明をいただく中でですね、今まで、 16年度、合併当初から、当初に基金を崩しての取り崩しを行っての 対応から、それから17年度、18年度、これは取り崩しはなく補填 財としての、繰越金での対応という形での取り組みをなされてという ご説明もいただきました。今回の税率アップについてのご説明の中で は、もう、皆さんご承知のように大変厳しい状況の中での運営でござ います。そうした中で、ここらでも、基金をまず、税調整用基金です か、こういったものをまず、取り崩しをます1億円行ってですね、な おかつ、市民が本当に大変な状況の中でのアップでございますが、税 率をアップさせていただいて、乗り切り、先ほどちょっとございまし たけども、来年度、20年度のことについての話の中で、一応これで 取り組んでみて、それから、アップがあってはならないけども、ひょ っとするとあるかもわからない。だけども、一応取り組んでみるんだ という執行部のご意見をいただき、私は、そのことには納得いたしま したし、また、表裏一体としてですね、医療費の削減ということがご ざいますが、これについても、取り組みをいろいろと、ヘルスアップ 事業の活用でありますとか、いろいろ数値的な目標もやはり計画性を 持って立てていくんだという説明もいただきました。そういったこと を考えた時にはですね、やはりこれでこの難局を乗り切って、それか らまたしっかりとした目標数値設置を行ってですね、対応していき、 市民の皆さまに、とりわけ、しっかりとした説明を行い、ご理解いた だくことを念頭に取り組んでいくべきだと思います。そういった意味 で私は賛成討論とさせていただきます。

○松 浦 議 長 ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 これをもって、議案第54号に対する討論を終結いたします。

続いて議案第57号、安芸高田市文化センター設置及び管理条例の 件につき、討論を行います。

討論はありませんか。

[討論なし]

○松 浦 議 長 これをもって、討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。

議案ごと採決といたします。

まず、議案第54号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の件について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、安芸高田市文化センター設置及び管理条例の 件について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第8 議案第55号 工事委託契約の締結について【安芸 高田市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建 設工事】

○松 浦 議 長

日程第8、議案第55号、工事委託契約の締結について、安芸高田 市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工事の件を議題とい たします。

本件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

○川角産業建設常任委員長

議長。

○松 浦 議 長

委員長、川角一郎君。

○川角産業建設常任委員長

平成19年6月11日開催の本会議で、本産業建設常任委員会に付 託されました議案審査の結果を、次のとおり報告いたします。

付託されました議案1件につき、6月21日に本常任委員会を開催 し、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審 査を行いました。

議案第55号は、安芸高田市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工事にかかる工事委託契約の締結についての案件で、湧永製薬をはじめ加入者の増加に対応する処理能力を高めるため700立米の貯水池を増設し、既存のものと合わせて1,900立米の処理能力とする工事につき日本下水道事業団と委託契約を締結するものです。

審査の中で委員からこうした下水道に関する工事は日本下水道事業 団に契約することに決まっているのか。また、下請けは市内業者にな るのかという質疑があり、執行部からこの事業団は地方公共団体が主体となってつくられたもので、地方公共団体の共通的な事業を行う特殊法人で、高度な技術を要する水処理事業の委託を受けている。本市の場合これまで、甲田町、八千代町、吉田町の浄化センターについて当事業団と契約しており、この委託契約により事業団が入札発注し、国の検査まで責任を持って行うこととなっており、下請けについては地元業者を推奨し、現在施工中の八千代浄化センター発注分は地元業者が受けているということでした。

また、委員から下水道整備による地域の具体的な環境変化を、住民 にわかりやすく示すことが早期の普及率向上につながるのではないか といった意見も出されました。

審議を尽くし、討論・採決を行った結果、原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

なお執行部におかれましては、本産業建設常任委員会で指摘された 点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十 分反映されますよう要望いたしまして報告といたします。

○松 浦 議 長 お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

「異議なし〕

〇松 浦 議 長 ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[討論なし]

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。これより、議案第55号、工事委託契約の締結について、安芸高田市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工事の件を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第9 閉会中の継続調査の件

○松 浦 議 長 日程第9、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務企画、文教厚生の両常任委員長から、所管 事務調査について、また、産業建設常任委員長からは、所管事務調査 及び森林の整備林業林産業の振興に関する意見書採択の要請について は、会議規則第102条の規程により、閉会中も引き続き調査終了ま で、継続調査したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長及び各常任委員長からの閉会中 の継続審査については、これを承認することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査についてはこれを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成19年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

午前 10時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員